

裁 決 書

〇〇〇〇

再審査請求人 〇〇 〇〇

上記再審査請求人が令和 5 年 10 月 6 日に提起した、審査庁霧島市長による令和 5 年 9 月 20 日付け総第 154 号の裁決に対する再審査請求（以下「本件再審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件再審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 再審査請求人は、令和 5 年 8 月 14 日付けで、霧島市長に対し、審査請求を行った。
- 2 再審査庁は、当該審査請求書は、再審査請求人の要望を伝える内容のものであり、当該審査請求に係る「行政庁の処分」はなく、また、「行政庁の不作为」については、そもそも「法令に基づく申請」が行われたという事実がないことから、当該審査請求は不適法であるとして、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 45 条第 1 項の規定により、令和 5 年 9 月 20 日付け総第 154 号で当該審査請求を却下する裁決（以下「原裁決」という。）を行った。
- 3 再審査請求人は、令和 5 年 10 月 6 日付で、霧島市長に対し、原裁決を不服とする再審査請求を行った。

理 由

法第 6 条第 1 項では、「行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。」と規定している。

再審査請求人が、令和 5 年 8 月 14 日付けで提起した審査請求は、再審査請求人の要望を伝える内容のものであり、当該審査請求に係る「行政庁の処分」は存在せず、また、当該行為について再審査請求をすることができる旨を定めた法律も存在しないことから、本件再審査請求は、不適法なものであり、却下せざるを得ない。

以上のとおり、本件再審査請求は不適法であることから、法第64条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年11月8日

再審査庁 霧島市長 中重 真一 印

(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。